

(第93号議案)

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(新旧対照表) 【第1条関係】

改正案	現行								
第1条～第22条 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 (略) 第24条～第26条 (略) 附則 (略) 別表第1 (第6条関係) 中野区立小学校及び中学校教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;"><u>161,520円</u></td> </tr> </tbody> </table> 別表第2・別表第3 (略)	職務の級	給料月額	1級	<u>161,520円</u>	第1条～第22条 (略) (勤勉手当) 第23条 (略) 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 (略) 第24条～第26条 (略) 附則 (略) 別表第1 (第6条関係) 中野区立小学校及び中学校教育職員給料表 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;"><u>157,840円</u></td> </tr> </tbody> </table> 別表第2・別表第3 (略)	職務の級	給料月額	1級	<u>157,840円</u>
職務の級	給料月額								
1級	<u>161,520円</u>								
職務の級	給料月額								
1級	<u>157,840円</u>								

【第2条関係】

改正案	第1条による改正後の内容
第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第23条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会	第1条～第19条 (略) (期末手当) 第20条 期末手当は、 <u>3月1日</u> 、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の教

規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 （略）

第21条・第22条 （略）
（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第23条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

育委員会規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3・4 （略）

第21条・第22条 （略）
（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4・5 (略)	4・5 (略)
第24条～第26条 (略)	第24条～第26条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第23条第2項の改正規定を除く。）による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。